

携行品損害担保特約条項

第1条（当会社の支払責任）

当会社は、被保険者が旅行行程中に生じた偶然な事故によって保険の目的について被った損害に対して、この特約条項および特定手続用海外旅行保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）の規定に従い携行品損害保険金を支払います。

第2条（保険事故）

この特約条項における保険事故は、保険の目的の損害の原因となった前条の事故をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかによって生じた損害に対しては、携行品損害保険金を支払いません。

- (1) 保険契約者（保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）または被保険者の故意
- (2) 携行品損害保険金を受け取るべき者（携行品損害保険金を受け取るべき者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意
- (3) 被保険者が法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで、または酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- (4) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
- (5) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (6) 前2号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (7) 第5号以外の放射線照射または放射能汚染
- (8) 差し押え、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。
 - イ．火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合
 - ロ．施錠された被保険者の手荷物が、空港等における安全確認検査等の目的でその錠を壊された場合

- (9) 保険の目的の^{かし}瑕疵。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の目的を管理する者が、相当の注意をもってしても発見しえなかつた^{かし}瑕疵を除きます。
- (10) 保険の目的の自然の消耗または性質によるさび、かび、変色その他類似の事由またはねずみ喰い、虫喰い等
- (11) 保険の目的の擦傷、掻き傷または塗料のはがれ等単なる外観の損傷であつて保険の目的の機能に支障をきたさない損害
- (12) 保険の目的である液体の流失。ただし、その結果として他の保険の目的に生じた損害については、この限りではありません。
- (13) 保険の目的の置き忘れまたは紛失
- (14) 偶然な外来の事故に直接起因しない保険の目的の電氣的事故または機械的の事故。ただし、これらによつて発生した火災による損害を除きます。

第4条（保険の目的およびその範囲）

保険の目的は、被保険者が旅行行程中に携行する被保険者所有の身の回り品に限ります。前項の身の回り品が居住施設内（居住施設が一戸建住宅の場合は当該住宅の敷地内、集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内をいいます。）にある間は、保険の目的に含まれません。

第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる物は、保険の目的に含まれません。

- (1) 通貨、小切手、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずる物。ただし、鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券（定期券は除きます。）宿泊券、観光券および旅行券（以下「乗車券等」といいます。）についてはこの限りではありません。
- (2) 預金証書または貯金証書（通帳および現金自動支払機用カードを含みます。）クレジットカード、運転免許証（自動車または原動機付自転車の運転免許証を除きます。）その他これらに類する物。ただし、旅券についてはこの限りではありません。
- (3) 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずる物
- (4) 船舶（ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。）自動車、原動機付自転車およびこれらの付属品
- (5) 被保険者が別表に掲げる運動等を行っている間の当該運動等のための用具およびウィンドサーフィン、サーフィンその他これらに準ずる運動を行うための用具
- (6) 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類する物
- (7) 動物および植物
- (8) その他保険証券記載の物

第5条（損害額の決定）

当社が携行品損害保険金を支払うべき損害額は、その損害が生じた地および時における保険の目的の価額（第5項において「保険価額」といいます。）によって定めます。

保険の目的の損傷を修繕しうる場合においては、保険の目的を損害発生直前の状態に復するに必要な修繕費をもって損害額とし、価値の下落（格落損）は損害額に含めません。

保険の目的が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害が当該保険の目的全体の価値に及ぼす影響を考慮し、前2項の規定によって損害額を決定します。

第7条（損害の発生）第3項の費用を保険契約者または被保険者（これらの者の代理人を含みます。第6項において同様とします。）が負担したときは、その費用および前3項の規定によって計算された額の合計額を損害額とします。

前各項の規定によって計算された損害額が、その損害の生じた保険の目的の保険価額を超えるときは、当該保険価額をもって損害額とします。

前各項の規定にかかわらず、保険の目的が乗車券等の場合においては、当該乗車券等の経路および等級の範囲内で、保険事故の後に被保険者が支出した費用および保険契約者または被保険者が負担した第7条（損害の発生）第3項の費用の合計額を損害額とします。

第1項から第5項までの規定にかかわらず、保険の目的が旅券の場合には、次の各号に掲げる費用を損害額とします。ただし、1回の保険事故について50,000円を限度とします。

(1) 旅券の再取得費用

旅券の再発給を受けた場合には、再取得に要した次に掲げる費用

- イ．保険事故の生じた地から再発給を受ける最寄りの在外公館所在地（以下この号において「旅券再発給地」といいます。）へ赴く被保険者の交通費
- ロ．領事官に納付した再発給手数料および電信料
- ハ．旅券再発給地における被保険者のホテル客室料

(2) 渡航書の取得費用

旅券の再発給に替えて渡航書の発給を受けた場合には、取得に要した次に掲げる費用

- イ．保険事故の生じた地から発給を受ける最寄りの在外公館所在地（以下この号において「渡航書発給地」といいます。）へ赴く被保険者の交通費
- ロ．領事官に納付した発給手数料
- ハ．渡航書発給地における被保険者のホテル客室料

第1項から第5項までの規定にかかわらず、保険の目的が自動車または原動機付自転車の運転免許証の場合には、国または都道府県に納付した再発給手数料を損害額とします。

保険の目的の1個、1組または1対について損害額が100,000円を超えるときは、当社は、そのものの損害額を100,000円とみなします。ただし、保険の目的が乗車券等である場合において、保険の目的の損害額の合計額が50,000円を超えるときは、当社は、そのものの損害額を50,000円とみなします。

第6条（保険金の支払額）

当社が支払うべき携行品損害保険金の額は、前条の損害額から、1回の保険事故につき保険証券記載の免責金額を差し引いた残額とします。ただし、保険証券記載の携行品損害保険金額（次項において「携行品損害保険金額」といいます。）をもって、保険期間中の支払の限度とします。

前項ただし書の規定にかかわらず、盗難、強盗および航空会社等寄託手荷物の不着により保険の目的に被った損害に対して支払うべき携行品損害保険金は、保険証券記載の盗難等限度額または携行品損害保険金額のいずれか低い額をもって、保険期間中の支払の限度とします。

携行品損害保険金支払の対象となる保険の目的が保険証券記載の物の場合には、その損害の全部または一部に対して、代品の交付をもって携行品損害保険金の支払に代えることができます。

第7条（損害の発生）

保険契約者または被保険者（これらの者の代理人を含みます。次項において同様とします。）は、保険の目的について第1条（当社の支払責任）の損害が発生したことを知ったときは、次の各号に掲げる事項を履行しなければなりません。

- (1) 損害の防止または軽減につとめること。
- (2) 損害発生の日時、場所、損害状況、損害の程度およびこれらの事項について証人があるときは、その者の住所、氏名を、保険事故の日からその日を含めて30日以内に当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (3) 他人から損害の賠償を受けることができる場合において、その権利の保全または行使について必要な手続をとること。

保険契約者または被保険者が当社の認める正当な理由がなく前項各号の規定に違反したときは、当社は、同項第2号の場合は、携行品損害保険金を支払いません。また、同項第1号の場合は防止または軽減することができたと認められる額を、同項第3号の場合は取得すべき権利の行使によって受けることができたと認められる額を差し引いた残額を損害額とみなします。

当社は、次の各号に掲げる費用を支払います。

- (1) 第1項第1号の損害の防止または軽減のために要した費用のうち当社が必要または有益であったと認めたもの
- (2) 第1項第3号の手続のために必要な費用

第8条（保険金の請求書類）

この特約条項にかかる保険金の請求書類は、保険金請求書、保険証券および次の各号に掲

げる書類とします。

- (1) 当社の定める事故状況報告書
- (2) 警察署またはこれに代わるべき第三者の事故証明書
- (3) 保険の目的の損害の程度を証明する書類
- (4) 携行品損害保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（携行品損害保険金の請求を第三者に委任する場合）

第9条（被害物の調査）

保険の目的について損害が生じたときは、当社は、保険の目的および損害の調査と関連して当社が必要と認める事項を調査することができます。

保険契約者または被保険者が、当社の認める正当な理由がなく前項の規定による調査に協力しなかったときは、当社は、携行品損害保険金を支払いません。

第10条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）

第1条（当社の支払責任）の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害額を超えるときは、当社は、次の算式によって算出した額を携行品損害保険金として支払います。

$$\text{損害の額} \times \frac{\text{他の保険契約がないものとして算出したこの保険契約の支払責任額}}{\text{他の保険契約がないものとして算出したそれぞれの保険契約の支払責任額の合計額}} = \text{携行品損害保険金の支払額}$$

前項の損害額は、それぞれの保険契約に免責金額の適用がある場合には、そのうちもっとも低い免責金額を差し引いた額とします。

第11条（残存物の帰属）

当社が携行品損害保険金を支払ったときは、保険の目的の残存物は、当社がこれを取得する旨の意思を表示しない限り、被保険者の所有に属するものとします。

第12条（代位）

当社が携行品損害保険金を支払うべき第1条（当社の支払責任）の損害について、被保険者が第三者に対して損害賠償請求権を有する場合には、その損害賠償請求権は、当社が被保険者に支払った携行品損害保険金の限度内で、かつ、被保険者の権利を害さない範囲内で、当社に移転します。

保険契約者、被保険者および携行品損害保険金を受け取るべき者は、当社が取得する前項の権利の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

第 13 条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された特約条項の規定を準用します。

別表（第 4 条第 3 項第 5 号関係）

第 4 条（保険の目的およびその範囲）第 3 項第 5 号の運動等とは、次に掲げるものをいいます。

山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動